

司法書士試験

パーフェクト ローラー 講座

択一編

民法 I

LEC 東京リーガルマインド

SU19601

2020年合格目標 パーフェクトローラー講座

【図表72 147条～152条の時効の更新・完成猶予の全体像】

	時効の 完成猶予	時効の 更新
147条 ① 裁判上の請求 ② 支払督促 ③ 民事訴訟法275条1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停 ④ 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加	○ その事由が終了するまでの間は、時効は、完成しない。(注1)	○ 事由が終了した時から新たにその進行を始める。 [平26-6-エ]
148条 ① 強制執行 ② 担保権の実行 ③ 民事執行法195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売 ④ 民事執行法196条に規定する財産開示手続	○ その事由が終了するまでの間は、時効は、完成しない。(注2)	○ 事由が終了した時から新たにその進行を始める(注3)
149条 ① 仮差押え ② 仮処分	○ その事由が終了した時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	×
150条 催告があったとき	○ 催告から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	×
151条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたとき	○ (注4)	×
152条 権利の承認があったとき	×	○ その時から新たにその進行を始める

(注1) 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(注2) 申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(注3) ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

(注4) 次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- ① その合意があった時から1年を経過した時
- ② その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
- ③ 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6か月を経過した時

第147条（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）

- I 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。
- ① 裁判上の請求
 - ② 支払督促
 - ③ 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）若しくは家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停
 - ④ 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
- II 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

改正の趣旨・ポイント

改正前民法が規定していた時効制度は、概要、以下のように改正される。

- ① 「中断」という概念は、「更新」に替わる。
 - ② 「停止」という概念は、「完成猶予」に替わる。
 - ③ 「更新」事由、「完成猶予」事由ごとに規定するのではなく、当事者及び関係者間において生じた事態の類型ごとに規定する。
 - ④ 協議による時効の完成猶予に関する規定（改正151）を新設する。
- これらの時効障害事由の改正は、債権の消滅時効に限らず、その他の権利の消滅時効及び取得時効についても適用される。
- そして、「更新」事由と「完成猶予」事由は、以下のような方針によって割り振られている。すなわち、
- (a) 権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合→「完成猶予」事由
 - (b) 権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が生じた場合→「更新」事由に割り振られている。

147条1項

本条1項は、裁判上の請求（改正147 I ①）、支払督促の申立て（同②）、裁判上の和解・民事調停・家事調停の申立て（同③）、倒産手続参加（同④）を「完成猶予」事由としている。これらの事由は、(a)（権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合）に該当する事由である。

本条1項柱書かつこ書は、裁判上の催告に関する判例法理を反映したものである。すなわち、判例（最判昭45.9.10等）は、裁判手続でなされた権利主張は催告としての効力のみ認められ、裁判手続中においては催告が継続して行われているものと捉え、裁判終了後6か月を経過するまでは時効が完成しない旨判示している（潮見・改正・38頁以下）。

147条2項

本条2項は、確定判決又は確定判決と同一の効果を有するものによって権利が確定したものを「更新」事由としている。この事由は、(b)（権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が生じた場合）に該当する事由である。

新たに時効が進行を始める時点である「同項各号に掲げる事由が終了した時」（改正147 II）とは、裁判上の請求（改正147 I ①）では裁判が確定した時、支払督促の申立て（同②）では支払督促が確定した時、裁判上の和解・民事調停・家事調停の申立て（同③）では和解・調停が成立した時、倒産手続参加（同④）では権利の確定に至り手続が終了した時と解されている。

《注釈》裁判上の請求（147 I ①）**一 裁判上の請求の意義**

裁判上の請求とは、訴えを提起することである。訴えの形式は問わない。

ex. 給付の訴え、確認の訴え、形成の訴え、本訴・反訴（民訴146）、